

小平市立小・中学校保護者の皆様へ

令和2年6月2日
小平市教育委員会

家庭学習用タブレット端末等の臨時貸与について

日頃より、小平市の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

小平市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止により実施している学校の臨時休業が長期化していることから、ICTを活用した子どもの学習支援、学習環境の整備が急務であると捉えております。

そのため、スマートフォンやタブレット端末など、インターネットに接続することができる通信機器を保有していないご家庭に、また日中は家族や同居の方の在宅勤務等の事情により、児童・生徒が使用できないご家庭に対して、タブレット端末等を貸与することといたしましたので、ご案内いたします。

なお、今回の機器貸与は、学校の臨時休業に伴い臨時的に行うものです。今後、市として児童・生徒1人1台の端末整備については、別途取り組んでまいります。

記

1 対象者

- (1) 小平市立学校に児童・生徒が在籍しているご家庭で、スマートフォン、タブレット端末、パソコンなどインターネットに接続するための機器を保有していないご家庭
- (2) インターネットに接続するための機器は保有しているが、日中は家族や同居の方の在宅勤務等の事情により、児童・生徒が使用できないご家庭

※貸与可能な台数は380台であるため、申込みをいただいても必ず貸与できることをお約束するものではありません。

2 申込み方法

電話、FAX、メール、来庁のいずれかの方法で申込みが可能です。

※具体的な方法については、市ホームページに記載の通りです。

3 申込み期限

令和2年6月9日（火）まで

※先着順ではありません。

4 貸与物品

1世帯に対し、タブレット端末1台、モバイルWi-Fiルーター1台の無償貸与をいたします。

裏面へ続く

5 貸与期間

令和2年6月15日（月）から令和2年8月31日（月）

6 貸与に当たっての留意点

- (1) 今回、貸与ができるタブレット端末は市全体で380台となるため、申込みが多数の場合は、上級学年から順次貸与させていただく場合がございます。
- (2) 貸与するタブレット端末は、各学校で使用しているタブレット端末を家庭利用できるように設定の変更を行ったものです。電源の入切都度、タブレット端末が初期化されますが、ご了承ください。
また家庭学習以外での使用は禁止させていただきます。
- (3) 貸与する機器（タブレット端末、Wi-Fiルーター）の使用上の事故については、市では一切の責任を負いません。
- (4) 貸与する機器を破損し、汚損し、又は紛失したときは、貸与を受けた家庭の保護者の負担において原形に復し、又は現品をもって弁償いただく場合がございます。
タブレット端末は、精密機器ですので落下による破損、水濡れによる故障など扱いには十分に気を付けてください。
- (5) 破損した場合は市に連絡してください。状況の確認を行います。
- (6) 貸与にあたって、「タブレット活用ルール」を設けております。詳細は、市ホームページをご確認ください。また貸与時に、機器と一緒にお渡しします。

【問合せ先】

小平市教育委員会教育部

指導課 管理担当

042-346-9572（直通）